



令和8年6月24日

ご来場の皆様へ

奈良国際ゴルフ倶楽部
理事会

熱中症予防対策について

2025年6月1日付で労働安全衛生法が改正され、職場の熱中症対策が義務化されました。これに伴い、当倶楽部としましてはプレーヤーの皆様のご健康と安全をお守りすることに加え、従業員の健康と安全にもこれまで以上に配慮し対策を講じなければなりません。

そこで今夏の暑さ指数（WBGT）の値が一定値を超えた場合の運用方法を下記の通りとさせていただきますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【判断基準となる暑さ指数（WBGT）の測定】

環境省がホームページで発表する奈良市地点の数値で判断する

- ①午前6時現在の当日の予測値が31以上の時間帯がある場合
- ②午前11時、正午、午後1時、2時現在の実測値が33以上の場合

【①WBGTの予測値が31以上の場合の運用方法】

- ・スルーラウンドは禁止とさせていただきます、ハーフラウンド終了時、必ず休憩をおとりいただきます。（ただし、スルー枠は除く）
- ・1ラウンドプレーのみとさせていただきます、1.5ラウンドはお断りさせていただきます。

【②WBGTの実測値が33以上の場合の運用方法】

- ・プレーを中止させていただきます。プレー中止のサイレン（1回の長いサイレン）を鳴らし、マーシャルカーでお声がけをさせていただきます。
- ・プレー中止は強制ですので、必ず上がっていただきます。
- ・中止された場合のプレー料金は、プレーされたホール数によりプレー料金を若干お値引きさせていただきます。
- ・倶楽部競技開催時においても同様とし、競技は不成立といたします。

【施行期日】 令和7年7月1日（火）～

以上